

令和6年度及び7年度岩手県広報誌(いわてグラフ)に係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務

業務仕様書

令和6年2月
岩手県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度及び7年度岩手県広報誌（いわてグラフ）」に係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や契約に係る特記事項等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 趣旨

「いわて県民計画（2019～2028）」の基本目標や、「いわて県民計画（2019～2028）」と「岩手県ふるさと振興総合戦略」に基づく重要施策を県民と共有し、安心と希望が持てる広報を展開する。

特に、「いわて県民計画（2019～2028）」の着実な普及と推進のため、復興推進の基本方向、政策推進の基本方向、新しい時代を切り拓くプロジェクト、地域振興の展開方向及びこれらの具体的な取組を示し、県民一人ひとりの参画につなげられるよう取り組んでいく。

【いわて県民計画（2019～2028）】

◆復興推進の基本方向

復興の目指す姿「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」

（重視する視点） ①参画 ②交流 ③連携

（「より良い復興～4本の柱～」と取組方向）

①安全の確保 ②暮らしの再建 ③なりわいの再生 ④未来のための伝承・発信

◆政策推進の基本方向

一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会を実現していくため、多様性の視点や社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の視点を重視しながら、地域社会を構成するあらゆる主体とともに、「10の政策分野」の取組を展開していく。

①健康・余暇 ②家族・子育て ③教育 ④居住環境・コミュニティ ⑤安全

⑥仕事・収入 ⑦歴史・文化 ⑧自然環境 ⑨社会基盤 ⑩参画

◆新しい時代を切り拓くプロジェクト

①ILCプロジェクト ②北上川バレープロジェクト ③三陸防災復興ゾーンプロジェクト

④北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクト ⑤活力ある小集落実現プロジェクト

⑥農林水産業高度化推進プロジェクト ⑦健幸づくりプロジェクト ⑧学びの改革プロジェクト

⑨文化・スポーツレガシープロジェクト ⑩水素利活用推進プロジェクト

⑪人交密度向上プロジェクト

◆地域振興の展開方向

住民に身近なサービスは、市町村が担うことを基本としつつ、より広域的な視点から、4広域振興圏の振興を進めるとともに、県民一人ひとりの幸福を守り育て、持続可能な地域社会を築いていくため、各地域の特性を十分に踏まえた取組を進めていく。

上記基本コンセプトのもと、限られた人員、予算の中で、各種広報媒体の特性分析等に基づいた、より効果的で質の高い広報を実施する上で、民間事業者の専門能力を積極的に活用していくことが不可欠であるとの観点から、企画、媒体制作・制作監理等業務を委託するものである。

(2) 本業務の範囲

受託者が行う業務の範囲は、基本的に次のとおりとする。

岩手県広報誌「いわてグラフ」の制作及び制作監理（本業務に係る広報効果の測定含む）

2 企画提案に当たっての基本的な考え方

コンペ参加者は、別紙2-1「仕様等」に基づき、効果的な誌面の提案を行うこと。

【企画提案を求めるに当たっての視点】

「いわて県民計画（2019～2028）」や「岩手県ふるさと振興総合戦略」に基づく県の方向性や施策等を効果的に広報し、県民との相互理解・信頼関係を築くとともに、県政や地域への積極的な参画につながるような視点で提案を行うこと。

- 「いわて県民計画（2019～2028）」の基本目標の実現に向けて、引き続き復興に取り組み、一日も早い安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生を目指すとともに、東日本大震災津波の教訓を未来に向けて伝承・発信していく。

また、復興の実践で培われた一人ひとりの幸福を守り育てる姿勢を復興のみならず、県政全般に広げ、県民相互に、お互いに幸福を守り育て、全ての県民が希望を持つことができるような広報を心掛ける。

- 特に、「いわて県民計画（2019～2028）」については、その着実な普及と推進のため、復興推進の基本方向、政策推進の基本方向、新しい時代を切り拓くプロジェクト、地域振興の展開方向、これらの具体的な取り組みを丁寧に分かりやすく伝えるよう心掛ける。

- 全ての県民に情報提供できる全戸配布広報誌としての特性を生かし、施策の内容を詳しく分かりやすく伝えていく。また、県民にしっかりと情報が届くよう、写真やイラスト、データ等を効果的に配置し、分かりやすく訴求力のあるレイアウトを構成するとともに、読み応えのある誌面構成を心掛ける。

【広告の掲載（2枠）について】

広告の掲載（2枠）は岩手県が募集及び選定を行う。

3 広報効果の測定

(1) 業務基準の設定

県と受託者は、本業務において、受託者が提供する業務の質を保つことを目的に、双方合意のもと、受託者が達成すべき業務基準（以下「業務基準」という。）を定めるものとする。業務基準を設定する項目等については、【別紙2-2】「業務基準の設定について」によるものとするが、その数値等については、県及び受託者が協議し、別途契約書に定めるものとする。

(2) 業務基準の担保措置等

ア 受託者は、本業務について提供する業務が業務基準に定める水準以上にあることを確認するため、効果取りまとめ後に、県に対し報告するものとする。

イ 県と受託者は、業務基準の達成状況について、適宜、協議するものとし、受託者は実績が業務基準に達しない場合には、県は受託者に対し、必要な措置を講じるよう指示することができるものとする。

4 契約終了時の業務引継ぎ

受託者は、本業務の終了日までに本業務を他者に移行する必要がある場合について、必要な措置を講じ、円滑に本業務の引継ぎを行わなければならない。

5 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その際、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、5 (1) イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、5 (1) イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって、受託者から県に移転するものとする。その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日岩手県条例第49号）を遵守しなければならない。